

第2次津波避難施設等整備計画基本方針（案）に関する意見募集／意見の概要と本市の考え方

○意見募集期間：令和5年6月19日～令和5年7月10日

○結果：提出者28名 提出された意見39件 （内、無作為抽出者 9名）

No.	意見の分類	意見の概要	市の考え方
1	肯定的な意見	基本方針（案）を見させていただきました。第1次基本方針も予定より早く対策が実施され、その後今回の基本方針（案）がまとめられたとのこと、更なる「逃げ遅れゼロのまち」を達成するためハード対策の加速と市民への新たな情報を広めるための施策を進めてほしいと思います。	第2次津波避難施設等整備計画の基本方針では、新たな避難困難地域へのハード対策等を行うとともに、これまでも行ってきたハザードマップの作成や防災アプリ運用の継続、これら防災情報の提供についても工夫を行い、防災訓練や講話についても引き続き力を入れてまいりたいと考えております。
2	肯定的な意見	「逃げ遅れゼロのまち」を目指しての取り組みを知り、ぜひこれからも行ってほしいと思いました。先立っては、避難困難地域の改善に注力を注ぐ事が第一ですが、避難訓練はどの地域にも必要な事であるので、延岡市民全体に対しての取組みを今後も期待しています。	
3	肯定的な意見	大変良く勉強になりました。	
4	肯定的な意見	地震解錠ボックスの設置や戸別受信機の配備等すばらしいと思います。早急に進めていただきたいです。	
5	肯定的な意見	ハザードマップを住民に配布している取り組みは非常に良いと思います。	
6	肯定的な意見	お願いします。	
7	肯定的な意見	お願いします。賛成です。	
8	避難場所入口について	地震解錠ボックスの防犯が気になったので、もう少し説明がほしかったです。（本当に震度5弱以上の揺れにのみしか反応しないのか。）	地震解錠ボックスは、内部に振子が設置されており、振子の設定幅以上の揺れを感知した際に、ボックスの鍵が解錠される仕組みになっています。そのため、設定震度以下の揺れでは解錠されません。なお、他県で設置された事例でも防犯上の問題は報告されていませんし、設定震度以下の地震において解錠された事例も確認されておりません。
9	避難場所入口について	ビルの入口の扉の鍵の話も書いてありますが、鍵があっても地震の影響で扉が歪んで開かないときはどうするのか。	地震時のビルへの進入については、鍵を使って進入ができない状況も考えられますので、施設管理者からは、入口の窓を割って進入することを了承いただいております。また、現在整備を進めております地震解錠ボックス内に、窓を割るためのハンマーを格納することについても検討しているところです。 今後さらに訓練等を重ね、地域の方にもいざという時の対応をより認識いただくことにより、確実に避難できるよう取り組んでまいります。
10	避難場所入口について	ご苦労様です。「避難施設等整備計画」良く検討されていると感じました。今後とも「逃げ遅れゼロのまち」を達成できるようご活動願います。「地震解錠ボックス」の、揺れを感知して自動で・・・と言う事から思いついたのですが、実際に有事が起こったときに、避難する方は冷静ではいけないと思います。避難場所？そこまでの道順？その際、避難場所の高い所で灯りが回転しながらアナウンスが流れてくる。「避難場所はこちらです！このアナウンスと、こちらの灯りを目指して避難してください。」と、「音（聴覚）と光（視覚）で避難誘導」してはいかがでしょうか。自動感知もしくは遠隔操作で各避難場所が発光発声する。年1回程度、防災の日等に試験運転を行うと市民に周知できるのではないかと思います。	現在整備を進めております地震解錠ボックスには、音声で避難を誘導するようなアナウンス機能は備わっておりませんが、回転灯とブザーにて解錠された状況をお知らせする機能が備わっております。 また、市民への啓発につきましては、地区で実施される避難訓練において、地震解錠ボックスを使用した施設への進入を実施することで、地震解錠ボックスの周知を図ることとしており、今後訓練などを積み重ねながら、地域の方々のご認識を深めていただき、市との連携も強化していくこととしております。
11	誘導表示について	各家庭にハザードマップが配布されているが、見ている人は少ないと思います。ハザードマップを見なくても近くの避難場所に誘導できるように、道路に看板を立てたり、道路に矢印を書いたりすると、それを頼りに避難することができ、1人でも多くの人が助かるのではないかと思います。	「延岡市津波避難施設等の整備・確保に関する検討委員会」においても同様の意見が出ていたことから、第2次津波避難施設等整備計画の基本方針の中でも、避難場所に応じた誘導表示の整備を行うこととしており、今後順次整備を行ってまいります。
12	誘導表示について	避難する人の心理状況は、皆慌てていて我先にと避難施設入口に集中して施設内になかなか入れない事もあると思うので、その時の誘導はどうするのかを検討していただきたい。	

第2次津波避難施設等整備計画基本方針（案）に関する意見募集／意見の概要と本市の考え方

○意見募集期間：令和5年6月19日～令和5年7月10日

○結果：提出者28名 提出された意見39件 （内、無作為抽出者 9名）

No.	意見の分類	意見の概要	市の考え方
13	誘導表示について	夜の避難や他地区からの買い物や用事で来られていてその避難地区の避難施設が分からない方のために、蛍光塗料などを使った誰にでも分かりやすく、夜も見やすい大きく目立つ避難経路の行き先表示板を、曲がり角ごとに細かく設置する計画はないのでしょうか。	
14	誘導表示について	いつでも災害（津波や地震）に遭うか分からないことを考えると、避難場所への誘導表示を明確にする必要があるのではないのでしょうか。	「延岡市津波避難施設等の整備・確保に関する検討委員会」においても同様の意見が出たことから、第2次津波避難施設等整備計画の基本方針の中でも、避難場所に応じた誘導表示の整備を行うこととしており、今後順次整備を行ってまいります。
15	誘導表示について	市内の所々に海拔表示板が設置してありますが、まだ少ないです。地元の人々が住んでいる場所の海拔を知っていた方が、避難の判断材料になると思います。	
16	避難場所について	当地区にも市営アパートの屋上に避難場所が設置されていますが1棟のみであり、この地区の住民が収容できるかどうか不安があります。	ご指摘の北一ヶ岡地区においては、ご意見の中にある市営住宅の屋上1棟だけでなく、周辺の市営住宅3棟の上層階についても避難場所として指定していることから、住民の皆さんが避難できるスペースは確保されており、収容も可能な状況となっております。
17	避難施設等の孤立回避策について	避難施設等の孤立回避策について、計画内に言及が適切に思っています。	現在、市の管理する避難施設においては、孤立した場合を想定して、備蓄品の配備を行っており、孤立解消までの間、難を避けることができる状態を確保することとしております。また、第2次津波避難施設等整備計画の基本方針においても、備蓄品の配備を推進していくこととしています。
18	地震解錠ボックスについて	震度5弱で扉が開くとのことですが、それより小さな震度でも津波は起き得ます。その場合はどうするか、ご検討いただきたく思います。	有事の際の津波避難施設への避難は、入口が施錠されている場合、窓を割って進入することを了承いただいておりますので、解錠ボックスが使用できない場合は、入口の窓を割って避難することになります。この点についても、今後訓練等で周知を図っていく考えであります。
19	パブリックコメントの回答方法について	資料について意見するのは難しいです。送られてきた資料は分かりやすかったですか？など、いくつかの資料についてのアンケート形式にして、具体的な質問と最後に何かご意見があったらとしていただくと回答しやすいと思いました。	今後、回答様式の工夫などを庁内で協議してまいります。
20	避難路について	避難時間12分、避難距離480mと言う事ですが、まず、初めに思ったのが、避難施設が身近にあっても自分の今いる場所から避難施設までの道のりに地震のせいで建物や電柱等の倒壊があつて避難施設までたどり着けないことも想定されると思っていますので、メインの避難道路の設定とその道路に地震があった時、周辺の倒壊しそうな物の事前調査、改善も含めて協議してもらったほうが良いと思います。	市が指定した避難場所へのアクセスについては、住民の方々の住居等がそれぞれ異なることもあり、単一の経路の指定などは行っていないところであります。そのため、地震発生後の津波からの避難に際しては、住民の方々がご自身で安全な経路を選択する必要がありますので、今後訓練を重ねることで周知を図っていきたく考えております。 なお、現在、本市においては、それぞれの地区に応じた避難計画を作成する「地区防災計画」の作成支援を実施しており、この計画作成の中で、「まち歩き」から確認された身近な箇所の防災マップを作成し、安全な避難経路の確保に努めていただいている地区も増えてきております。今後も、避難路の安全確保の手助けとなるよう、地区防災計画の作成補助を継続してまいりたいと思っておりますので、各地区におかれましては、この支援制度を積極的にご活用いただきたいと思っております。
21	避難施設の安全性について	避難施設でビルも設定されていますが、実際、地震が起こってその地震に耐えられるのか、また耐えられても、津波がきた際の水流圧に耐えられるのか調査されているのか、確認してほしい。	避難施設の指定は、昭和56年以降の建築基準法の新耐震基準に基づき建築された建物で、国の通知に基づく津波の波力からの耐力確認を行った上で、安全性が確認できた建物を指定しております。現状、早急に指定を解除すべき施設は確認されていませんが、一部の施設では追加の調査を行う必要があり、今後検討を進めることとしております。
22	避難について	障がいのある方の避難について具体的に示していただきたいと思えます。	障がいのある方など、在宅で一人で逃げる方ができない方の避難計画を民生委員の方や市の防災部局・福祉部局が連携し、作成を進めておりますので、その取り組みの中で、お一人おひとりに応じた避難方法を検討してまいります。 また、避難所運営マニュアルにおいては、障がいのある方が避難所で過ごす上でできるだけ負担が少なくなるよう配慮することとしており、今後より対応を強化できないか検討してまいります。
23	避難について	当地区の追加指定候補地になっている場所は、屋間の避難は可能かもしれませんが、避難が夜間になった場合は外灯もなく高齢者の多い地区では難しいのではと感じました。（実際11分かかりました。）当地区では、5分で行ける市営住宅に避難した方がよいのではと思っています。	本市では、避難の備えとして、非常持出品の準備を推奨しており、その持出品リストの中に、夜間の備えとして、懐中電灯やランタン等も含まれています。（避難時に停電していることも考える必要があります。）今後も非常持出品の準備は、啓発していく予定です。 今回の整備計画策定にあたっては、市内全ての地区において、1秒間で0.7m避難することを想定し、建物の高さや強度等も確認した上で、必要な数の避難場所を確保することとしており、市民の皆さんにおかれましては、今回お示した箇所の中から避難先を選んでいただきたいと考えております。
24	備蓄倉庫等について	備蓄倉庫やトイレの設置をお願いします。	これまで備蓄倉庫は、孤立可能性集落に対して整備しており、備蓄品の配備も行ってきました。また、津波避難施設の一部には簡易トイレ等の配備も行っているところであります。また、第2次津波避難施設等整備計画の基本方針においても、備蓄倉庫の整備や避難場所への簡易トイレ等の配備を定めているところであります。なお、避難場所となっている学校のトイレの洋式化も鋭意進めております。

第2次津波避難施設等整備計画基本方針（案）に関する意見募集／意見の概要と本市の考え方

○意見募集期間：令和5年6月19日～令和5年7月10日

○結果：提出者28名 提出された意見39件 （内、無作為抽出者 9名）

No.	意見の分類	意見の概要	市の考え方
25	島浦の避難施設について	島浦の避難所マップをみながら島浦学（総合的な学習の時間）で島の避難について調べた際、離島センターは大津波では使えても津波に対応していないと聞き、当時の3、4年生がショックを受けていました。島浦の中心地にある離島センターは、防災拠点として大きな役割を担っています。高齢者も多く、離島センター以外の避難所は遠くて行けないし、建物もない、トイレもないので1次避難しかできないことも考えると、この機会にぜひ4階建てのセンターにしていってほしい。あわせて、非常食の整備などもしてほしい。	
26	島浦の避難施設について	離島センターを4階建て以上の高さを有する強固な施設に再構する必要がある。そうすることで、津波からの避難所として活用でき、住民としてもより安心して生活できるため、検討していただきたい。	
27	島浦の避難施設について	津波を考えると、離島センターに4階建ての建物が必要だと思います。高齢化が進んでいる島浦だからこそ防災対策に力を入れるべきだと思います。	
28	島浦の避難施設について	現在の離島センターは、島の中心部にあり、津波などの自然災害が発生した際は、一番島民が集まりやすいと思います。したがって、できるだけ建物の高さを確保し、より多くの島民の生命を守るための施設であるべきだと思います。	
29	島浦の避難施設について	離島センターの建替えは島民全ての願いです。もしそれが防災施設と繋がれば本当に安心できます。島は、現在、災害時他、自主避難の離島センター開放しなく、診療所の先生も夜間、土日祝は島にはおりません。日々、色々なことが不安です。その中で、離島センターとお寺が繋がれば、安心できるのではないのでしょうか。そんな施設は、日本でも他に類をみない例ではないのでしょうか。まさに、その通路ができれば（4階建て）日本一災害に強い島モデルになれるのではないのでしょうか。「命をつなぐ通路」「命をつなぐ橋」作っていただきたいです。全ての島民の方のためになると思います。	島浦町は、第2次津波避難施設等整備計画の策定において実施した津波からの避難速度の再考により、新たな避難困難地域として抽出された22地区に含まれており、基本方針の中で、更なる避難場所の確保や整備を行うこととしており、今後できる限り早く結論を出していくと考えております。
30	島浦の避難施設について	津波の想定浸水深が10mとなっていることを考えると、4階建て以上の高さを有する避難施設が必要であると思います。また、福聚寺への避難がよりスムーズに行えるような避難通路や階段などの整備も必要だと思います。	また、島野浦島開発総合センターは、延岡市公共施設維持管理計画に基づく個別施設計画において、今後も必要な施設として位置づけられており、施設の老朽化が進んでいる状況から、建て替え等の更新について検討しているところです。更新に併せ、避難施設を兼ねた整備とすかどうかについては、地域の皆さんのご意見を伺いたいと考えています。
31	島浦の避難施設について	津波対策の避難施設として、島浦にも高台で安全に過ごせる建物が必要だと思う。 離島センターから寺までの安全な整備された通路ができることを望みます。	一方で、島民の方々にとって利便性の良い現在の位置で施設を更新するためには、この箇所の津波想定浸水深や海から非常に近い立地を考慮すると、4階建て以上で津波波力に耐えうる高強度の建物が必要と考えられ、この規模での更新には、周辺家屋に与える影響も大きく、場合によっては周辺家屋の移転等が必要になってくるかもしれません。
32	島浦の避難施設について	島の中心部に位置する島野浦開発センターからのお寺に直結する避難道ができれば、万が一の時に役立つと思います。是非お願いします。	このため、当センターの津波避難施設としての整備は、平成30年度から設けられている「島業」推進協議会をはじめ、様々な機会に島民の皆さんのご意見を伺いながら検討し実施していく必要があると認識しております。
33	島浦の避難施設について	津波に対する避難場所、または防災センターとして機能する必要があると思います。より高所への避難をクリアするためにセンターと高台（寺等）を結ぶ通路が必要だと思います。	なお、ご意見のなかにある当センターから避難場所である「福聚寺」への避難通路の整備は、本市が第2次津波避難施設等整備計画策定のために組織した「延岡市津波避難施設等の整備・確保に関する検討委員会」においても、提案を受けている内容ではありますが、更なる避難場所の確保や施設整備については、今後様々な角度から検討を進めてまいります。
34	島浦の避難施設について	離島である島浦町は、地震、津波、その他災害時の避難には大きな不安をかかえています。地域に住む子供たちだけでなく、高齢者にとって避難施設は不可欠なもので、施設の充実が早急に必要だと考えます。万が一に備えて、島民が安全に避難できるよう、ぜひ施設の整備をよろしくお願ひします。	加えて、非常食の備蓄については、要配慮者分の食料の確保を基本とし、一般の方の食料については、非常時に協定を結んでいる企業から提供していただく流通備蓄で確保する計画としており、企業との連携を図る取り組みも進めております。市民の皆さんに対しては、「わが家の防災ハンドブック」を使って非常食の備蓄も含め、非常用持出品や各ご家庭での備蓄品などの事前準備をお願いしているところです。そのような基本的な考えではあります。今後の対応について市として区と協議していきます。
35	島浦の避難施設について	島浦へ越してきたが、海に面していることで津波被害は避けられない。いざというときの避難場所、高齢の方でも逃げる場所が欲しい。	
36	島浦の避難施設について	津波が来た時に避難できる場所があると島民の方も安心できると思います。総合センターもですが、小学校も老朽化が進んでいて大きな地震がきたら崩れそうです。頑丈な建物がほしいです。	
37	島浦の避難施設について	現在、避難ビルに相当する建物が宇津木・宇治地区の校舎のみです。ですが、あくまで相当する建物であるだけで、避難のその後のことは想定されていません。非常食の備蓄、停電への備え、緊急通路設備等のどれもありません。離島という孤立した地域であることから、非常食だけでもいからの備蓄が必要かと思えます。現在の場所に離島センター建替計画が予定されているならば、上層階に備蓄庫や島内放送設備を備えた避難施設を兼ねた高い建物を希望します。高齢の住民が多いため、階段の勾配への配慮もお願いしたいです。	

第2次津波避難施設等整備計画基本方針（案）に関する意見募集／意見の概要と本市の考え方

○意見募集期間：令和5年6月19日～令和5年7月10日

○結果：提出者28名 提出された意見39件（内、無作為抽出者 9名）

No.	意見の分類	意見の概要	市の考え方
38	その他	該当地域でないため、特にありません。	お住まいの地域が津波浸水想定区域でなくても、買い物など日々の行動の中で、浸水想定区域内に行くことも考えられますので、本市が作成していますハザードマップ等のご活用も検討いただくと幸いです。
39	その他	延岡市は工都と言われ、多くの工場があり、その施設に様々な化学物質や原油が持ち込まれ使われています。大規模地震や津波に襲われ施設が損壊・火災等が起こった時の住民避難の対応が全く話し合われていないようです。レオナ工場火災時、放射性物質コバルト60の存在で、一時避難場所の移動の話を突然言われたことがあります。様々な工場使用の物質が空気に触れ、海水に触れることで起こる化学反応、東日本大震災時コスモ石油千葉製油所で起きたLPGタンク火災等工場で起こる2次災害についての話し合われずにこの基本方針（案）が災害時に機能するでしょうか。市内の各企業との話し合いを行いながら計画は作られるべきと考えます。	化学物質や原油を扱う工場においては、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」により、南海トラフ地震防災対策計画の作成が義務付けられています。この計画の中には、津波からの避難や被災後の対策等について、定めることになっており、作成後は県及び市に提出することとなっていますので、今後関係企業の計画内容の確認等を行いながら、万全を期すよう要請をしてみたいと考えております。